

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

まちを支える産業人材の育成・確保を核とした選ばれるまちづくりプロジェクト

2 地域再生計画の作成主体の名称

旭川市

3 地域再生計画の区域

旭川市の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地方創生の実現における構造的な課題

当市の人口は平成10年の約36.5万人をピークとして平成30年には約33.8万人となっており減少に歯止めがかからない状況にあり，特に働き手となる若年者層の札幌圏及び東京圏の流出が続いており，高齢化率も全国平均，中核市平均を上回っている。結果，雇用のミスマッチや後継者不足などが各産業分野で生じており，特に少子化の抑制に不可欠な保育士や高齢社会に対応する介護士のほか，旭川家具や地域の伝統染織工芸品である優佳良織など特長ある産業の担い手不足が深刻である。この状況が続けば生活及び経済圏の維持が困難となり，本市のみならず北北海道全体の人口減少が加速しかねない危機的な状況である。

当市が中枢中核都市として，圏域における役割を果たしていくために解決すべき課題は，様々な産業分野における人材不足（H30.11の有効求人倍率全体1.19倍，特に保育士2.09倍，ヘルパー・ケアワーカー3.86倍，生産工程の職業2.09倍など），加速している人口の減少（直近で年間2,000人～3,000人規模），失われつつある産業技術などが挙げられ，これらの要因に関しては，就職先としての旭川市の認知度不足，都市圏と比較したときの労働条件の格差，都市機能と自然の調和など住む都市としての魅力の認知不足，人材の定着率不足，人手不足による技術承継機会の不足など様々な要因が複雑に絡んでいると考えている。

これら子育てや福祉など少子高齢対応に不可欠な人材，地場産業の維持発展に

不可欠な人材の不足から、共働き世代などの生活、雇用、経済環境の悪化により、更なる人材流出が続くという悪循環を断ち切ることが地方創生の実現に向けた最大の構造的な課題である。

4-2 地方創生として目指す将来像

【概要】

当市では、子育て環境の充実による自然減の抑制、良質な雇用環境の創出や若者地元定着などによる社会減の抑制、家具関連産業をはじめ地域の特長ある産業の育成・発展などによる地域経済の活性化を一体的に展開し、好循環を創出して、人口減少の抑制を目指しているところであるが、当市の人口減少は近年加速しており、直近で見てもH28年▲2,173人、H29年▲2,870人、H30年▲2,525人となっている。また、34歳以下の若年層の社会増減に関しても、H30年で▲825人となっており、人口減少の大きな要因を占めている。働き手となる若年層の流出が進んでいることが、雇用のミスマッチや出生数減による自然減にも大きな影響を及ぼしている。

当市としても移住関連施策による流入人口の拡大、雇用施策による雇用のミスマッチ解消などを進めてきたところであるが、全国的に有効求人倍率が急速に回復し1倍を大きく上回るなど急激な社会環境の変化により、賃金の条件が良い都市圏への人材が流出していくという状況下において、特に保育や福祉、ものづくりなどの分野における担い手不足も顕著となっている。当市は北北海道における拠点都市であり、地域産業の発展、人材の供給源という意味でも、その都市機能は当市のみならず圏域全体に大きな影響を及ぼすものである。

このような状況下において、北海道の中核中核都市として、人口のダム機能を果たし、持続可能なまちづくりを推進するため、わくわく地方生活実現パッケージ事業と連携し、少子化の抑制や高齢社会への対応、地域産業活性化などに資する人材の確保・育成を先導的、重点的に図るとともに、誰もが働きやすい就業環境の整備を推進していく。

K P I	事業開始前 (現時点)	2019年度増加分 1年目	2020年度増加分 2年目	2021年度増加分 3年目	KPI増加分 の累計
企業情報提供サイトや体験ツ アー，創業関連施策を通じ た新規雇用者数（人）	34	28	40	50	118
移住交流会などの参加者数（ 移住予備者）（人）	122	10	15	20	45
移住関連施策を通じた移住者 数（人）	9	10	20	24	54

【数値目標】

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2の③のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ 地方創生推進交付金（内閣府）：【A3007】

① 事業主体

2に同じ。

② 事業の名称

まちを支える産業人材の育成・確保を核とした選ばれるまちづくりプロジェクト

③ 事業の内容

(1) マッチング事業や職場体験などを通じた雇用の確保と創業の促進
当市の企業を紹介しマッチング機能を有する企業情報提供サイトについて、外部の就職サイトとの連携、わくわく地方生活実現政策パッケージ事業において開設されるマッチングサイトとの連携、移住PRサイト等の連携など各種連携を図ることにより人材確保に向けた機能を強化する。特に、保育や介護といった人材不足の業界においては、職場体験ツアーの実施などターゲットを明確にしたマッチング事業を行うことで人材不足の解消を目指す。また、創業の促進にあたっては創業のきっかけとなるビジネスプランコンテストの開催や、産業支援機関である旭川産業創造プラザなどの各機関が実施する施策を連携させて創業者の発掘からアフターフォローまでを実施する。

(2) 人材育成や就業環境の整備による長く働けるための環境づくり
旭川家具などの主要産業や、優佳良織といった特色のある産業を始めとした各産業分野における実習や座学などの人材育成の取組を通じて、移住者も含めて労働者の技術取得によるより良い雇用条件の獲得と産業技術の継承を目指す。また、コンサルタントの派遣などによる市内企業へのセルフキャリアドッグの導入支援を通じて労働者のキャリア形成を支援することで、労使双方にとってより良い就業環境の整備支援を実施するとともに多様な人材の雇用促進に向けた支援を実施し、人材の当市への定着率増加を図る。

(3) 移住・定住を促進するための魅力の発信
これまで培ってきた官民連携体制や移住相談窓口機能を活用しながら、当市の魅力を発信する体験ツアーなどのPR事業を行うとともに、本格的に官民連携による協議会を設立する。この協議会が中心となり、仕事体験などを始めとする移住体験ツアーの実施や移住フェアの参加などを行い積極的な移住PRを実施し、まずは「関係人口」の増加を図る。最終的には雇用施策との連携を図りながら、当市での暮らしとしごとの確保から移住につなげていく。

以上の施策を有機的に連携させることで、人口減少の抑制と担い手不足の解消、そして産業の持続的な発展という各種の課題を一体的に解決していく

事業システムを構築していく。

④ 事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

本市の産業育成支援や創業支援を行う旭川ものづくり総合支援センターの構成員である旭川産業創造プラザや公設試験研究機関の施設等使用料、手数料や創業支援関連施策を活用しながら、ものづくりにかかる人材育成や創業支援を支援していく体制を構築していく。一部、市の一般財源も投入しながら本事業終了後には自立していく見込みとする。

官民連携で設立を予定している移住にかかる協議会が中心となり、雇用施策などとの連携を図ると共に、他団体の事業との共同やPRを通じて、参画する企業にもメリットを示しながら将来的な自走の体制を整えていく。本協議会はこれから設立する予定であり、参画する企業へのメリットを理解、実感してもらいながら負担金収入の獲得を目指し、市の一般財源も投入しながら事業終了後、1年ないし2年を目処に自立していく見込みとする。

【官民協働】

雇用のマッチングに関する事業に関しては、参画する企業にとって直接的なメリットがあることから、企業側からは積極的な情報発信を行ってもらおうほか、場合によっては企業見学会や、職場体験などによる人・場所・時間の提供を行ってもらおう。行政が企業側が整えた場を活用して求職者に対して企業情報掲載サイトや体験ツアーという事業を通じて企業と求職者のマッチングの支援を行う。

起業・創業の支援に関しては、創業前に事業内容、資金計画、実施体制の構築など幅広い支援が必要なため、これらに関しては地域の創業支援機関や金融機関などに担ってもらおう。特に金融機関に関しては、創業後の金融支援が創業者にとっては非常に重要なため、本事業の実施により創業者の掘り起こし後は、各機関への連携や引き継ぎによりそれぞれが創業者支援のアフターフォローも担ってもらおう。

人材育成に関しては、業界側のニーズに基づいて適切な技術継承の事業を行うことが重要であるため、業界側からは必要な人材や技術に関する情報提供、カリキュラムの作成などの役割を担ってもらい、行政は本事業によりその研修や実習の場を提供する。

企業の就業環境の整備に関しては、雇用者の定着率を向上させるために、キャリアコンサルタントの派遣や、企業・雇用者への個別相談事業により行政がきっかけづくりを行うことで、事業終了後は企業が各自で雇用者の環境整備を行ってもらおう。

移住の促進に関しては、「衣食住」に関する広範な知識やノウハウが重要なため、設立を予定している官民連携の協議会に民間事業者の積極的な参画を促す。具体的に想定しているのは、行政と同様に事業全般のコーディネートを担う青年会議所、移住者の暮らしやお金などライフプラン全般に対する支援を担うFP協会、住居に関する支援を行う宅建協会、移住に係る体験やPRを担う旅行会社、メディアなどを想定している。移住者の個別に対する事業は各会員が業として担うべきものであり、行政は移住者からの要望を踏まえて適切な事業者とのマッチング及び協議会の活動全般の企画立案の全体調整を担う。

【地域間連携】

当市は北北海道の都市機能の中核を担っており、都市機能を維持するためにも圏域全体での人口維持が不可欠であることから周辺町とも連携を図りながら、本市での居住としごとをセットで提供する取組に加えて、近隣町における田舎暮らしや長期滞在などの情報提供も一体的に行い、圏域全体で人口流入の拡大、人口流出の減少を図っていく必要がある。

【政策間連携】

本事業はわくわく地方生活実現パッケージ事業と連携し、移住と雇用創出を一体的に展開するものであるが、持続可能なまちづくりに向けて、特に子育てや福祉、文化・デザイン性の高い産業分野で先導的・重点的に人材育成・確保を図るとともに、働きやすい就業環境の整備も実施していく

ものである。

- ⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（K P I））
4-2の【数値目標】に同じ。

- ⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証方法】

「旭川市総合戦略検討懇談会」において、総合戦略に基づく施策の実施状況の検証、総合戦略の改訂を含めた今後に向けた施策の改善等に係る意見聴取を行い、翌年度の施策事業の構築に反映する。

【外部組織の参画者】

北海道大学教授，旭川医科大学教授，旭川大学准教授，旭川商工会議所，旭川物産協会，旭川平和通商店街振興組合，指導農業士，旭川信用金庫，ハローワーク，連合北海道旭川地区連合会，北海道新聞社，旭川社会福祉協議会，旭川市民生児童委員，公募市民

【検証結果の公表の方法】

旭川市総合戦略検討懇談会での意見聴取の内容及び総合戦略に基づく各施策の検証結果については、市ホームページで公表する予定

- ⑦ 交付対象事業に要する経費

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

総事業費 73,397千円

- ⑧ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から2022年3月31日まで

- ⑨ その他必要な事項

特になし

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

該当なし

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から2022年3月31日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4-2に掲げる目標について、7-1に掲げる評価の手法により行う。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5-2の⑥に掲げる【検証結果の公表の方法】に同じ。